

市民の森 草刈業務 基本事項説明書

1. 業務名称 市民の森 草刈業務

2. 業務場所
所在地 大館市比内前田字平馬下段 地内
名称 大館市市民の森

3. 委託期間
契約の日から令和6年9月30日

4. 業務委託料の支払い
(1) 業務委託料の支払は、業務終了後一括払いとする。
(2) 業務委託料は、上記(1)の請求に基づき、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

市民の森 草刈業務 仕様書

業務の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とする。

1. 工程管理

本業務の施工は、原則、昼間に行うこととする。

2. 作業日時

作業日時については、当該施設の担当者と協議の上決定することとする。

3. 施工関係

委託業務の遂行にあたって進捗に併せ担当職員と協議すること。

4. 安全対策関係

散策者等に危険が及ばないように十分留意すること。

5. その他

実施内容や計画数量に変更がある場合は、発注者と協議のうえ、変更契約を行うものとする。

設 計 書

令和 6 年度

委託業務名 市民の森 草刈業務

此業務費一金

円也

業
務
概
要

業務範囲

- 公園除草工
 - ・機械除草Ⅰ A= 1,800㎡
 - ・機械除草Ⅱ A=78,500㎡

大 館 市

課長

補佐

係長

課僚

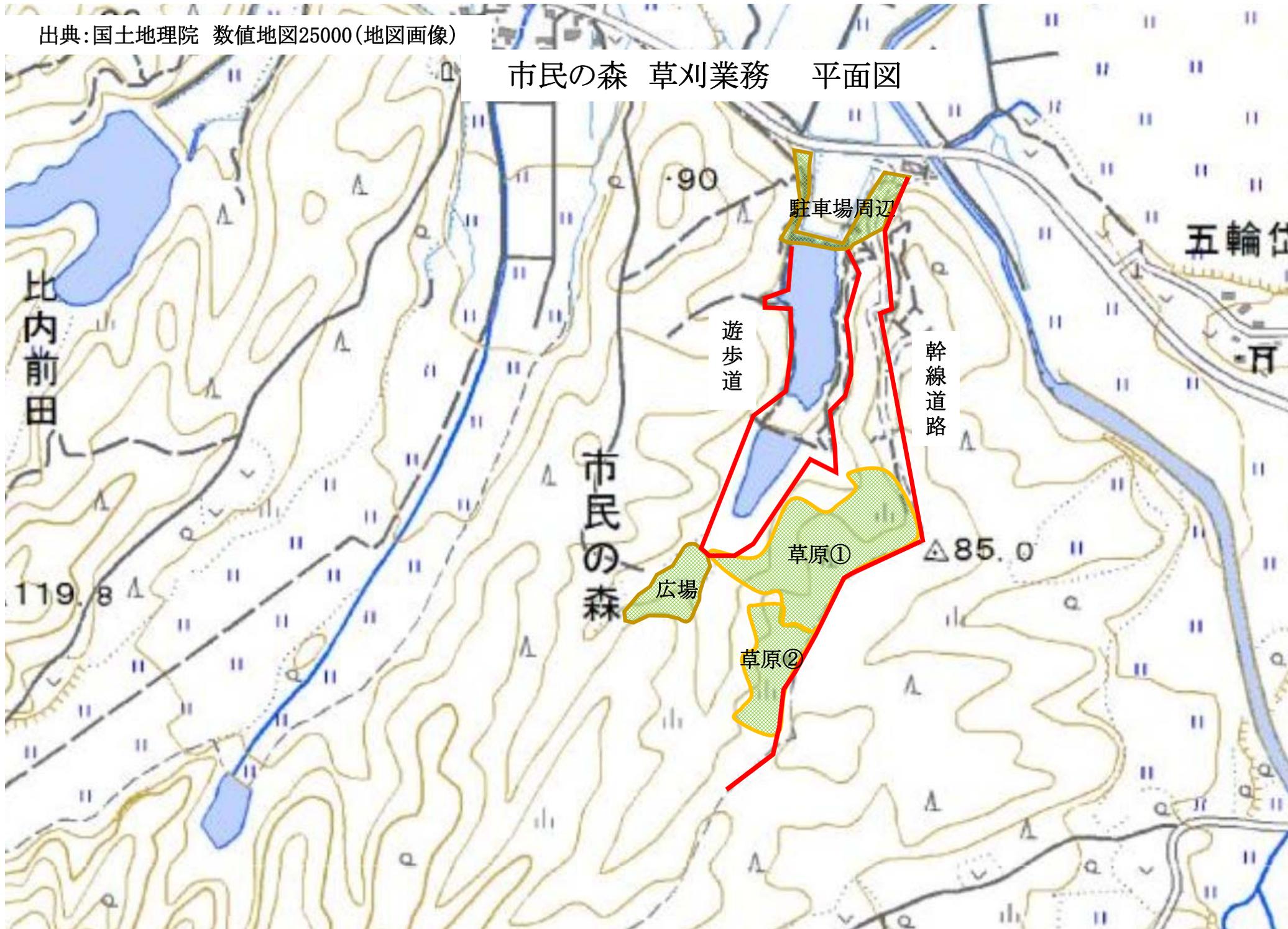
係

市民の森 草刈業務 位置図



市民の森

市民の森 草刈業務 平面図



仕様書確認書

件名	市民の森 草刈業務
ホームページ掲載の仕様書により内容を確認しました。	
確認年月日	令和 年 月 日
会社名	
氏名	

※ ホームページ掲載の仕様書等で、業務の内容を確認された方は、入札参加申込書に本確認書を添付してください。